

建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領

平成27年3月26日制定
平成29年3月29日最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、印旛郡市広域市町村圏事務組合が発注する工事又は製造の請負に係る入札において、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業財務規程（平成8年水道企業部管理規程第6号）第116条に規定する最低制限価格を設ける場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 工事の請負又は製造の請負に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の基準)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に108分の100を乗じて得た額）に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の90を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の70を乗じて得た額とする。）から千円未満を切り捨てたものに100分の108を乗じて得た額を基準として設けるものとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に100分の55を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満を切り捨てた額に、100分の108を乗じて得た額とする。

(公表)

第4条 前条の規定により算定した最低制限価格は、開札後に公表するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。